

学校法人船田教育会一般事業主行動計画

教職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日までの3年間

2. 目標と取組内容・実施時期及び昨年度実績状況

【目標1】男性の育児休業等の取得率を10%以上に高める

【令和6年度実績】

育児休業等をした男性労働者の数(0人)

————— =0%

配偶者が出産した男性労働者の数(0人)

<取組内容1>

- ①令和7年4月～ 固定的な性別役割分担意識や無意識のバイアスの解消などの意識改革や行動変容を推進するため、意識啓発を継続して実施する。
- ②令和7年4月～ 休業制度及び休暇制度を広く周知し、教職員の認知度を高め、男性教職員の育児への参加を推進する。

【目標2】専任教職員一人当たりの各月法定時間外労働及び法定休日労働ゼロの継続

【令和6年度実績】

法定時間外労働及び法定休日労働ゼロ※

※シフト勤務、時間休・代休等の実施により実質的にゼロ。

<取組内容2>

- ①令和7年4月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を実施する。
- ②令和7年4月～ テクミンなどを利用した教職員への周知を行う。